

第2編 風水害対策

第1章 災害予防

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧・復興

目次

第2編 風水害対策

第1章 災害予防.....	24
第1節 風水害に強いまちづくり.....	24
第1 河川事業の推進.....	24
第2 緊急避難場所・避難所・避難路の整備.....	25
第3 建築物の安全性の確保.....	26
第4 ライフライン施設の機能確保.....	26
第5 雪害の予防.....	28
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	30
第1 避難誘導體制の整備.....	31
第2 災害危険区域の災害予防.....	35
第3 災害未然防止活動体制の整備.....	37
第4 情報の収集・連絡体制の整備.....	38
第5 通信手段の確保.....	39
第6 職員の応急活動体制の整備.....	40
第7 防災関係機関との連携体制の整備.....	41
第8 防災中枢機能の整備.....	43
第9 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備.....	44
第10 緊急輸送活動体制の整備.....	48
第11 避難の受入体制の整備.....	50
第12 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	53
第13 広報・広聴体制の整備.....	54
第14 二次災害の予防.....	55
第15 複合災害対策.....	56
第16 防災訓練の実施.....	56
第3節 住民等の防災活動の促進.....	58
第1 防災思想の普及.....	58
第2 住民の防災活動の環境整備.....	62
第4節 要配慮者対策.....	67
第1 要配慮者対策.....	67
第5節 その他の災害予防.....	73
第1 災害廃棄物対策.....	73
第2 罹災証明書の交付体制の整備.....	73
第2章 災害応急対策.....	74
第1節 災害発生直前の対策.....	74

第 1	警報等の伝達.....	74
第 2	避難誘導.....	88
第 3	広域避難.....	93
第 4	災害未然防止活動.....	95
第 5	物資及び電力確保に関する事前対策.....	95
第 2 節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	96
第 1	災害情報の収集・連絡.....	96
第 2	通信手段の確保.....	107
第 3 節	活動体制の確立.....	108
第 1	災害対策本部の設置.....	108
第 2	災害対策本部の組織.....	111
第 3	災害警戒本部等の設置.....	116
第 4	職員の非常参集.....	117
第 5	広域応援の要請等.....	122
第 6	県防災ヘリコプターの要請.....	123
第 7	自衛隊への災害派遣要請.....	124
第 4 節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....	130
第 1	災害の拡大防止及び二次災害の防止.....	130
第 5 節	救助・救急及び医療活動.....	131
第 1	救助・救急活動.....	131
第 2	医療活動.....	132
第 6 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	135
第 1	交通の確保.....	135
第 2	緊急輸送.....	138
第 7 節	避難の受入活動.....	143
第 1	緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営.....	143
第 2	応急仮設住宅等の提供.....	147
第 3	広域一時滞在.....	148
第 4	広域避難者の受入れ.....	150
第 8 節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	151
第 1	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....	152
第 9 節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	154
第 1	保健衛生活動.....	154
第 2	防疫活動.....	156
第 3	障害物の除去.....	158
第 4	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	158

第10節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	160
第1	広報・広聴活動.....	160
第11節	施設、設備の応急復旧活動.....	162
第1	施設、設備の応急復旧.....	162
第2	公共土木施設の応急復旧.....	163
第3	電力施設の応急復旧.....	163
第4	ガス施設の応急復旧.....	164
第5	上下水道施設の応急復旧.....	165
第6	電気通信設備の応急復旧.....	165
第12節	自発的支援の受入れ.....	166
第1	ボランティアの受入れ.....	166
第2	義援物資・義援金の受入れ.....	168
第13節	要配慮者対策.....	169
第1	要配慮者の災害応急対策.....	169
第14節	その他の災害応急対策.....	171
第1	農業の災害応急対策.....	171
第2	学校の災害応急対策.....	173
第3	文化財の災害応急対策.....	176
第4	労働力の確保.....	177
第5	災害救助法の適用.....	177
第6	動物愛護.....	180
第3章	災害復旧・復興.....	181
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	181
第1	基本方向の決定.....	181
第2	住民の参加.....	181
第3	県等に対する協力の要請.....	181
第2節	原状復旧.....	181
第1	被災施設の復旧等.....	181
第2	災害廃棄物の処理.....	182
第3節	計画的復興の推進.....	183
第1	復興計画の作成.....	183
第2	防災まちづくり.....	184
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	184
第1	罹災証明書の交付.....	185
第2	被災者台帳の作成.....	187
第3	災害弔慰金の支給等.....	187

第 4	町税等の徴収猶予及び減免等.....	190
第 5	雇用の確保.....	190
第 6	住宅再建・取得の支援.....	190
第 7	恒久的な住宅確保の支援.....	191
第 8	安全な地域への移転の推奨.....	191
第 9	復興過程における仮設住宅の提供.....	191
第 10	支援措置の広報等.....	191
第 11	災害復興基金の設立等.....	191
第 5 節	被災中小企業等の復興の支援.....	192
第 1	中小企業の被災状況の把握.....	192
第 2	中小企業者に対する低利融資等の実施.....	192
第 3	農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施.....	193
第 4	地場産業・商店街への配慮等.....	196
第 5	支援措置の広報等.....	196
第 6 節	公共施設の復旧.....	196
第 1	災害復旧事業計画の作成.....	196
第 2	早期復旧の確保.....	196
第 3	財政援助の活用.....	197
第 7 節	激甚災害法の適用.....	198
第 1	激甚災害の早期指定の確保.....	198
第 2	特別財政援助の受入れ.....	199
第 8 節	復旧資金の確保.....	201
第 1	復旧資金の確保.....	201
第 2	関東財務局の協力.....	201
第 9 節	その他の被災者保護.....	202
第 1	ボランティア活動による長期的支援.....	202
第 2	住民生活相談等の実施.....	202

第1章 災害予防

風水害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる町土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1節 風水害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

特に、町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力する。

第1 河川事業の推進

総務課・都市建設課

1 河川改修事業の推進

町内を流れる一級河川は、利根川、渡良瀬川及び谷田川などがあり、いずれも国

及び県が管理するものである。町は内水を含む対策を行うとともに、国、県に協力して一級河川の改修工事等を促進し水害防止を図るものとする。

2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

- (1) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (2) 町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたとときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第2 緊急避難場所・避難所・避難路の整備

総務課・都市建設課・教育委員会事務局

1 緊急避難場所及び避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、緊急避難場所や避難所となる学校、体育館、公民館等の公共施設の整備に努めるものとする。

※【資料編】避難所一覧

2 避難路等の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町道等の優先的な整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

3 火災延焼防止のための緑地整備

(1) 避難所の緑化

避難所として利用される公共施設、学校等に、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、緑化を推進し、災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで災害に強い緑化づくりを推進する。

第3 建築物の安全性の確保

総務課・都市建設課

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

また、防災上重要な施設の新築、建て替え等を計画する際は、災害に対する安全性を十分に配慮し、位置の選定及び施設整備に努めるものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（町役場）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（警察署、消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健センター）
- (4) 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（介護・老人福祉施設）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

※【資料編】防災関係機関及び連絡窓口、防災中枢機能一覧、要配慮者利用施設一覧、避難所一覧、医療機関一覧

3 強風による落下物対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第4 ライフライン施設の機能確保

総務課・住民環境課・都市建設課

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町及びライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ たてばやしクリーンセンターについては、大規模災害時に稼働することにより、熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (2) 町及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに町又は県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努めるものとする。

第5 雪害の予防

総務課・都市建設課

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通の途絶による都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 雪に強い道路の整備

町は、町が管理する道路について、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努めるものとする。

3 道路の除雪体制の整備

町は、町が管理する道路について、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては町は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
- (5) 除雪要員の確保
- (6) 所管施設の緊急点検
- (7) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (8) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

4 建設事業者の健全な存続

町は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

5 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

町は、町が管理する道路について、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、関係機関が連携した道路除雪の方法等について、町内の道路管理者及びその他関係機関と事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方

針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

6 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、大雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

7 除排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

- (1) 町内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時においては、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様である。

さらに、今後は、除雪の担い手のいない空家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには町、県による対応も必要となってくる。

町は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

- (2) 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。
- (3) 町は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

8 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町、県、県警察、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、本章第3節第1「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

- ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 計画的・予防的な通行規制
- ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
- エ 自家用車の使用は極力避ける。
やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。
- オ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等
- ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- サ 協力し合って生活道路、歩道等を除排雪する。
- シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、災害時の備えとして、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、飲料水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、町、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール板倉で取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下、本編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 避難誘導體制の整備

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報等を緊急避難場所への避難や広域避難をする住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 町は、警報、避難指示等及び広域避難開始情報の内容を緊急避難場所への避難や広域避難をする住民に対し、防災ラジオ、いたくからお知らせメール、板倉町ホームページ、広報車等により迅速かつ確実に伝達する。
- (3) 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、避難路、緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 町は、消防機関、館林警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等の発令を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 緊急避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 町は、緊急避難場所や避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 町は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成に当たり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。
- (8) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避

難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

- (9) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。町は、国及び県よりこれらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けるものとする。
- (10) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (11) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (12) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (13) 町は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して広域避難も含め住民の避難誘導訓練を実施する。

4 緊急避難場所、避難所及び避難路の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙、ハザードマップ、表示板、案内板及び町ホームページ等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難指示等を行う基準

- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 緊急避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区
※ 洪水災害における避難先は、町外への広域避難先（緊急避難場所）を優先する。広域避難先（緊急避難場所）は、ハザードマップに従い、栃木市、加須市、邑楽町などの浸水しないエリアとする。
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、緊急避難場所及び避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 町は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）が迅速・的確な行動が取れるよう地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。
また、町及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。
- (2) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

町は県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提

供するよう努めるものとする。

第2 災害危険区域の災害予防

総務課・都市建設課

1 災害危険区域の種類

- (1) 土木関係
 - ア 重要水防箇所
 - イ 浸水想定区域
 - ウ 急傾斜地崩壊危険箇所

2 住民等に対する危険性の周知

町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

3 町に対する情報の提供

町は、県及び関東地方整備局が把握する、警戒避難体制の整備に必要な危険箇所の位置、危険度等の情報の提供を受けるものとする。

4 浸水被害拡大防止用資機材の備え

町は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

5 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

- (1) 町は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとする。

本町は、国において「利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域」、「利根川水系渡良瀬川浸水想定区域」、県において「利根川水系谷田川浸水想定区域」が指定されている。

- (2) 町は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

6 ハザードマップの作成

町長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、当該施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、町に提出するよう努めるものとする。

8 防災まちづくりの推進

- (1) 町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 町は、豪雨、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室

の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

- (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 町は、溢水（いっすい）、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

9 内水氾濫による水害

本町は、平坦な土地であり自然排水が難しい地形であるため、農業用水路の流下能力を超えた排水量の流入によっては溢水（いっすい）による被害が発生するおそれがある。

内水排除は、利根川・渡良瀬川の外水位が高いときに排水機場を稼働し、ポンプにより強制排水を行う。

町は、国及び県と連携し排水機場の維持管理に努めるとともに計画的な排水路整備を推進していく。

10 急傾斜地崩壊危険区域

町は、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとする。

※【資料】急傾斜地崩壊危険区域

第3 災害未然防止活動体制の整備

総務課・産業振興課・都市建設課

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

3 堰等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等堰、水門、ポンプ場等の

管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

4 大雪に対する道路管理体制の整備

町は、町が管理する道路について、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、町は、町が管理する道路について、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

5 鉄道の安全運行体制の整備

鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③町への情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、町との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、国及び県と連携しつつ町に対する助言に努めるものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。

第4 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

- (3) 町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 町は、情報の共有化を図るため、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第5 通信手段の確保

総務課

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

町は、次の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ②災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

※【資料】災害時優先電話一覧

3 代替通信手段の確保

町は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

なお、町においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

(1) 県防災行政無線

県は、群馬県防災行政無線ネットワークを整備し、本町には端末器が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

4 通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努めるものとする。

第6 職員の応急活動体制の整備

総務課

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに町及び県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 円滑な参集ができるよう、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のための「災害初動マニュアル」を作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

第7 防災関係機関との連携体制の整備

総務課

町は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関との応援協定を締結する等、平常時から連携を強化しておくものとする。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 町における受援・応援体制の整備

- (1) 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内外市町村を始め関係機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等と

の協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない本町にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

なお、本町における応援協定の締結状況は資料編に掲げるとおりである。

※【資料編】災害に関する協定一覧表

- (2) 町は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 町は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (5) 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 町は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請の県への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってはヘリポート、派遣部隊の宿泊施設の整備を図るものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

4 建設業団体等との連携体制の整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

5 救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

※【資料編】ヘリポート適地一覧

6 円滑な救助の実施体制の構築

町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第8 防災中枢機能の整備

総務課

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町の防災中枢機能は、資料編のとおりである。町は、災害時において、当該施設が災害応急対策の中枢施設として機能するよう整備を推進する。
- (2) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

※【資料編】防災中枢機能一覧

2 災害応急対策に当たる機関の責任

町は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、緊急避難場所、避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、県と連携して道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

4 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、館林保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第9 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

総務課・健康介護課

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用

を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

ア 町は、町内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、県の災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）との連携体制の整備など、医療救護体制を平時から整備する。（※DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

a 基幹災害拠点病院

県内では前橋赤十字病院が指定されている。

b 地域災害拠点病院

二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定されている。

本町を含む太田・館林保健医療圏においては、富士重工業健康保険組合太田記念病院及び館林厚生病院が指定されている。

ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

※【資料編】医療機関一覧

3 消火活動体制の整備

(1) 消防体制

ア 構成

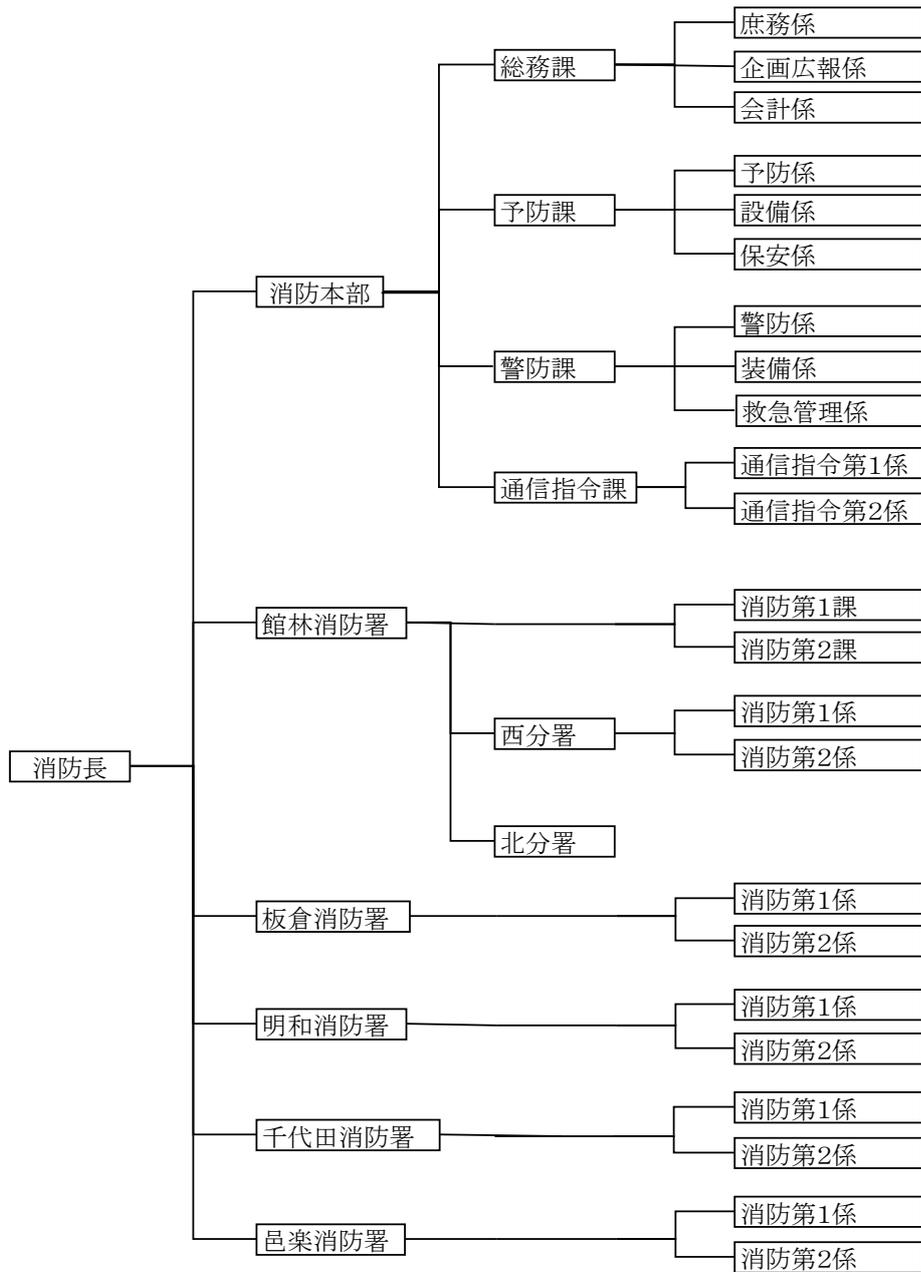
本町の消防体制は、常備消防である館林地区消防組合消防本部及び板倉消防署と非常備消防である板倉消防団から構成されている。

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、館林地区消防組合消防本部と連携を図るとともに、板倉消防署及び板倉消防団は一体となって活動するものとする。

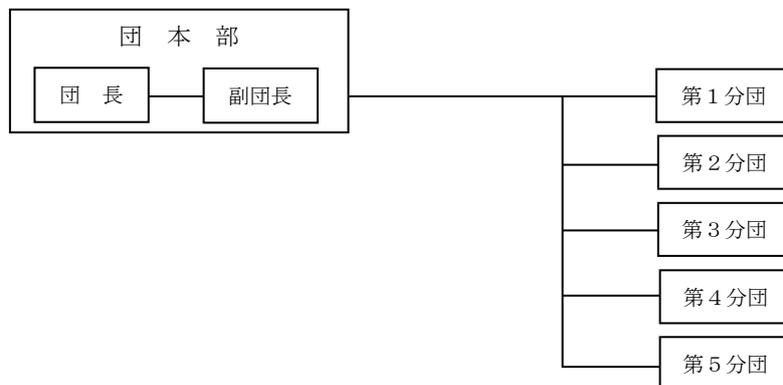
イ 組織

a 館林地区消防組合

（次ページのとおり）



b 板倉消防団



(2) 火災予防対策

ア 一般家庭に対する指導

町は、館林地区消防組合消防本部の協力を得て、一般家庭に対し、災害時における火災防止思想の普及並びに消火に必要な技術等の教育に努める。

イ 防火管理者の育成

館林地区消防組合消防本部は、防火管理者に対し、防火管理者の講習会において災害等の防火教育に努める。

ウ 予防査察の強化指導

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

a 定期査察

年間計画を樹立し、管内の対象物を定期的に査察するほか、年末年始等随時行う。

b 特別査察

消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。

c 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。

d 住宅査察

住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

エ 防火対象物点検制度の推進

館林地区消防組合消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火対象物定期点検報告制度の推進を図る。

オ 火災予防運動の設定

町は、館林地区消防組合消防本部と連携して、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することにより、住民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

(3) 消防力の充実強化

ア 消防組織

町は、消防施設・整備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織及び婦人防火クラブの充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

イ 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所等において初期消火活動が十分に発揮できるよう、消火器、可搬式小型ポンプ等の整備を推進する。

また、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらに、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるために、施設の耐震化にも努める。

ウ 消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

エ 消防団員の訓練

消防団員等に対して、次のように訓練等を実施する。

- a 消防用機械器具訓練
- b 放水演習
- c 災害応急対策訓練
- d 人命救助訓練
- e 出動訓練
- f 危険物火災防ぎょ訓練

オ 自衛消防力の強化

a 自衛消防組織の確立

町は、防火管理者等の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

b 予防消防力の強化

自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から住民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

(4) 消防活動の困難を解消するための道路整備

住宅地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

第10 緊急輸送活動体制の整備

総務課・都市建設課

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

※【資料編】ヘリポート適地一覧

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県が、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」において、資料編に掲げるとおり緊急輸送道路を指定している。

したがって、町では、これらの道路に連絡する町道等の整備を推進するものとする。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

※【資料編】緊急輸送道路一覧

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

町は、町が管理する緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

5 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

※【資料編】災害に関する協定等一覧

第11 避難の受入体制の整備

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、町は、あらかじめ緊急避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

1 緊急避難場所

(1) 緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、緊急避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 緊急避難場所の指定基準

緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

そして、緊急避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、地域の人口の変化など地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに他市町村との相互応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

また、平常時から、避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。そして、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 避難所の指定基準

避難所について、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。特に、指定に際しては、次の点などに留意する。

- ア 住民にとって身近な施設にすること。
- イ 二次災害などのおそれがないこと。
- ウ 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- エ 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。
- オ 環境衛生上問題のないこと。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 避難所における生活環境の確保

- ア 町は、避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必

要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

イ 町は、避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、避難所における備蓄のためのスペース整備や必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

町は、避難所又はその近傍で、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

ア 町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療

的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

※【資料編】避難所一覧

第12 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

総務課

1 備蓄計画

- (1) 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 町は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

町は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

3 町における備蓄・調達・供給の体制

町における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

- (1) 備蓄場所及び備蓄量は、別に「備蓄物資管理台帳」にて、管理するものとする。
- (2) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。
- (3) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (4) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (5) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。
- (6) 災害時における飲料水を確保するために、保存水の備蓄、応急給水を行うための給水タンク、運搬車両等を整備すると共に、電源等の確保に必要な自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時でも被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。また、水泳プールなどの水を飲料可能な状態にする浄水機の導入なども広く検討する。

※【資料編】災害に関する協定等一覧

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第13 広報・広聴体制の整備

総務課

1 広報体制の整備

- (1) 町は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 総務課（災害対策本部設置時は防災総括班）を広報担当部署と定めるものとする。

イ 広報する事項は以下のとおりである。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
緊急避難場所及び避難所の名称・所在地・対	住民の安否

象地区	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生
避難時の注意事項	活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ 広報媒体は以下のとおりである。

テレビ（NHK、群馬テレビ、ケーブルテレビなど）、ラジオ（NHK、エフエム群馬など）、
広報車、町ホームページ、新聞、チラシ、掲示板、町公式お知らせメール、エリアメール、防
災行政無線（防災ラジオ）

エ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関は、大規模災害時も含め災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、窓口を総務課（災害対策本部設置時は防災総括班）に置き、広聴体制の整備を図るものとする。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、県及び国と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第14 二次災害の予防

総務課・都市建設課

1 被災宅地危険度判定士の確保

- (1) 町は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危

危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。

- (2) 町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第15 複合災害対策

総務課

1 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第16 防災訓練の実施

総務課

町は、県や自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、防災士、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

- (1) 町は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施する。
- (2) 県は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、県内市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとしており、町においては、その訓練に協力するものとする。

2 個別訓練

(1) 町は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

ア 避難訓練

緊急避難場所及び避難所の周知、避難指示等の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、自主防災組織、防災士、住民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

イ 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。なお、訓練後は実施効果の検証を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- a 伝達方法、内容の確認点検
- b 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- c 集合人員の確認点検
- d その他必要事項の確認点検

ウ 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各自主防災組織は、消防団、防災士等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

エ 水防訓練

町及び水防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

オ 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

(2) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下

での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- (4) 町は、町が管理する道路について、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

3 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

町は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上演習」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

第3節 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、「災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する」「行政が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、町は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災思想の普及

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の普及、向上を図り、また職員及び住民に対し防災知識の普及、地域の実情に応じた災害予防教育を実施し、災害の防止又は軽減を図るものとする。

1 職員に対する防災教育

町は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう、「災害初動マニュアル」を作成し、職員に対し研修会、講習会等を実施するとともに他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 本計画の内容の周知
- (3) 実施すべき災害時の応急対策の内容
- (4) 災害用備蓄資器材使用方法の周知
- (5) 災害時における個人の具体的役割と行動

2 住民に対する防災知識の普及

町は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 風水害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (6) 各家庭でのマイ・タイムラインの作成

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをし、マイ・タイムライン等を作成しておく。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）

イ 家族間の連絡方法

ウ 緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）

エ 安全な避難経路の確認

オ 非常持出し品のチェック

- カ 自動車へのこまめな満タン給油
 - キ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
 - ク 避難指示等避難情報の入手方法
 - ケ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - コ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持出し品の準備
- ア 「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
 - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、紙おむつ、トイレットペーパー等）
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
 - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
 - キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）
- (8) 避難時の留意事項
- ア 急傾斜地など崩落のおそれがある箇所や河川池沼などに近づかない
 - イ 避難方法
 - a 徒歩で避難する。
 - b 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ウ 応急救護
対応可能な怪我は、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (9) 正しい情報の入手
- ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (10) 電話等に関する留意事項
- ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避

難の考え方

- (12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (13) 町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 理解しやすい防災情報の提供

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

4 学校教育による防災知識の普及

- (1) 町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実・避難訓練・水防学校等を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。
- (2) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに防災講習会などの研修を通して防災知識の普及啓発に努めるものとする。

防災知識の普及啓発は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

- (1) 広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）
- (2) 洪水防災DVD等の貸出
- (3) 広報車による町内巡回
- (4) 災害写真の展示等
- (5) 自主防災組織別防災講習会等の開催
- (6) 防災週間などに合わせての防災訓練の実施
- (7) 消防署及び消防団員による巡回指導
- (8) 自主防災組織や防災士による広報、伝達活動

6 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合

わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

7 防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

8 要配慮者等への配慮

防災知識等の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、次の事項について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成、配布
- (2) 障害者、高齢者の日常生活用具の確保
- (3) 介護者の確保及び役割の確認
- (4) 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

9 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

10 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

11 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

12 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 住民の防災活動の環境整備

総務課・産業振興課

災害時には、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、町をあげ

て防災活動を推進するものとする。

また、町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

1 消防団（水防団）、自主防災組織、防災士の育成強化

(1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

現在、各行政区に自主防災組織が組織されており、各種自主防災活動を行っている。町は、自主防災組織に対し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 県の提供する、群馬県地域防災センター、合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等の場として活用する。

(3) 防災士の育成強化

自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県の開催する、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を活用し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。また、フォローアップ研修やアドバイザーミーティングを通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

(4) 自主防災組織・防災士の活動

地域における防災対策は、自主防災組織等を単位に、災害から自ら守るとともに、お互い助け合うという意識のもと、住民が団結し組織的に行動することがより効果的である。

このため自主防災組織及び防災士は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

平常時の活動	災害時の応急活動
①防災知識の普及、啓発	①避難所開設及び運営
②火気使用設備器具等の点検	②情報の収集及び伝達

③防災に必要な物資及び資器材の備蓄	③出火防止及び初期消火
④防災訓練の実施	④避難行動要支援者をはじめとする住民の 避難・誘導
⑤応急手当等の習得	⑤被災者の救護・救出その他の救助
	⑥給食及び給水等

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネーター等で重要な役割を担う町社会福祉協議会やボランティア団体、日本赤十字社等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

町は、災害ボランティアセンター設置団体（町社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、町は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(5) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等

の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所（企業）の防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の従業員、利用者等の安全を守るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員等の防災教育
- イ 情報の収集、伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、燃料・生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (6) 町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (8) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事

項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (11) 町及び町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 要配慮者対策

第1 要配慮者対策

総務課・福祉課・健康介護課

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介

護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、本計画に基づき、自主防災組織、民生児童委員、消防機関等と連携して、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、町社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び

個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなどの地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

- (1) 避難指示等の伝達体制の整備
町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。
- (2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

町は、要配慮者が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

町は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

※【資料編】福祉避難所一覧

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類
①児童福祉施設 【児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

第2編 風水害対策
第1章 災害予防

<p>②介護保険等施設</p> <p>【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】</p> <p>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設</p>
<p>③障害福祉サービス事業所</p> <p>【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第1項に基づく事業所（附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む）】</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p>
<p>④障害者支援施設</p> <p>【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第12項に基づく施設】</p> <p>施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設</p>
<p>⑤障害者関係施設</p> <p>【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第21項、第22項に基づく施設】</p> <p>地域活動支援センター、福祉ホーム</p>
<p>⑥身体障害者社会参加支援施設</p> <p>【身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1号に基づく施設】</p> <p>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>⑦医療提供施設</p> <p>【医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2号に基づく施設】</p> <p>病院、診療所</p>
<p>⑧幼稚園</p> <p>【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に基づく幼稚園】</p>
<p>⑨その他</p> <p>ア【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4号に基づく施設】</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設</p>
<p>イ【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】</p> <p>特別支援学校</p>
<p>ウ【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第1号に基づく施設】</p> <p>無料低額宿泊所</p>
<p>エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</p>

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。町内の要配慮者利用施設は、資料編のとおりである。

※【資料編】要配慮者利用施設一覧

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
 - イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
 - ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
 - エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
 - オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
 - カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
 - キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
 - ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織等との協力体制の整備
 - ケ 防災訓練等防災教育の充実
 - コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
 - サ 燃料の調達体制の確保
- (4) 町の支援
- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
 - イ 要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
 - ウ 要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
 - エ 要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。
 - オ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織等の協力を含む。）をする。
 - カ 要配慮者利用施設における防災教育への協力を行う。

7 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備をする。
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織等の協力を含む）をする。
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発の協力を行う。

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するよう努める。

9 防災教育及び啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等

の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

10 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5節 その他の災害予防

第1 災害廃棄物対策

住民環境課

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第2 罹災証明書の交付体制の整備

総務課・税務課

1 罹災証明書の交付体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、飲料水等の供給）を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1 警報等の伝達

総務課

気象業務法（昭和27年法律第165号）等関係法令に基づき発表される特別警報・警報並びに注意報等の町への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町は、気象警報等の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、町内における体制を常時整備しておくものとする。

(2) 伝達責任者

町長は、気象警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務課長を伝達責任者に定めるものとする。

ア 勤務時間中においては、伝達責任者として総務課長が必要に応じて町長に連絡するものとする。

イ 勤務時間外、休日においては、気象警報等を受領した日直・当直者等が総務課長に直ちに報告し、総務課長は町長に連絡するものとする。

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、板倉町の特別警報・警報・注意報における発表基準については、【資料編】警報・注意報発表基準一覧表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第2編 風水害対策
第2章 災害応急対策

	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生する

		おそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生されるおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※【資料編】特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする（二次細分区域）。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビ・ラジオによる放送などでは、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある（市町村等をまとめた地域）。

本町は、「二次細分区域」によると「板倉町」、「市町村等をまとめた地域」によると「伊勢崎・太田地域」に属する。

【資料編】群馬県の特別警報・警報・注意報発表区域図

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

気象庁が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害))	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ご

<p>の危険度分布)</p>	<p>とに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ・「警戒」（赤）：側溝や下水が溢れて道路がいつ冠水してもおかしくない状況 ・「注意」（黄）：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れて道路が冠水し、住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれ
<p>洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>流域雨量指数 の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨</p>

	量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
--	--

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部又は北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3 気象業法に基づく府県気象情報等

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために前橋地方気象台が発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、前橋地方気象台が発表する。群馬県内における発表区域は、「群馬県南部」「群馬県北部」である。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

4 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を知事に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき（乾燥注意報の発表基準と同じ。）。

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）。

5 消防法に基づく火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発表するものとする。

6 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報の種類と発表基準

ア 利根川上流部・渡良瀬川下流部・渡良瀬川上流部洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

利根川上流部及び渡良瀬川下流部については、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が、渡良瀬川上流部については、渡良瀬川河川事務所と前橋地方気象台・宇都宮地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

a 指定河川洪水予報

種類	標 題	発 表 基 準
洪水注意報	氾濫注意情報 警戒レベル2相当水位	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水警報	氾濫警戒情報 警戒レベル3相当水位	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
	氾濫危険情報 警戒レベル4相当水位	氾濫危険水位に達したとき、あるいは、水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫発生情報 警戒レベル5相当水位	氾濫が発生したときに発表される。 緊急安全確保の発令の判断の参考とする。

b 洪水予報発表基準にかかわる基準観測所

(単位：m)

予報 区域名	河川名	基準観 測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高水位
利根川 上流部	利根川	八斗島	伊勢崎市 八斗島町	左岸 181.45 k	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28
		栗橋	埼玉県 久喜市 栗橋	右岸 130.39 k	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	足利	栃木県 足利市 通4丁目	左岸 35.66 k	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54
		古河	茨城県 古河市 桜町	左岸 3.58 k	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	高津戸	みどり市 大間々町 大間々	左岸 55.94 k	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54

(2) 水防警報の種類及び発表基準

水防法第16条第1項の規定に基づいて国土交通大臣及び知事は、洪水による災害の発生が予想される場合においては、次の基準により水防警報を発表する。

- 利根川上流部、渡良瀬川下流部：利根川上流河川事務所
- 渡良瀬川上流部：渡良瀬川河川事務所
- 谷田川：館林土木事務所

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	【国交大臣】 気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。
		【知事】 気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。又は、水防団待機水位に達したとき。又は、氾濫注意水位以下に下降したとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	【国交大臣】【知事】 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	【国交大臣】 洪水注意報等により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。 【知事】 洪水注意報等により、又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘し警戒するもの。	【国交大臣】【知事】 洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	【国交大臣】 氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 【知事】 水防団待機水位以下に下降したとき、又は、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

イ 水防警報又は水位情報の通知及び周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定に基づき、国土交通大臣及び知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位等を示して国土交通大臣及び知事は、町に通知する。

○水防警報又は水位情報の通知および周知

利根川（川俣）、渡良瀬川（古河）：利根川上流河川事務所

渡良瀬川（足利）：渡良瀬川河川事務所

谷田川（藤の木橋）：館林土木事務所

○水位情報の通知及び周知

矢場川（足森橋）、多々良川（足森橋）：渡良瀬川河川事務所

水防警報又は水位情報の通知及び周知の対象となる基準観測所（国）

水系名	通知者	河川名	基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	国	利根川	川俣	1.60	3.20	-	-	7.46
		渡良瀬川	古河	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
			足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54

水防警報又は水位情報の通知及び周知の対象となる基準観測所（県）

水系名	通知者	河川名	基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位
利根川	県	谷田川	藤の木橋	2.70	3.20	4.00	4.17	4.49

水位情報の通知及び周知の対象となる基準観測所（国）

水系名	通知者	河川名	基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	国	矢場川	足森橋	-	-	3.40	3.70	5.31
		多々良川	足森橋	-	-	4.00	4.30	-

水防団待機水位・・・出水時にその水位状況を関係者に通報し、水防活動に入る準備を行うための指標となる水位のことをいう。

氾濫注意水位・・・水害に備えて警戒にあたるための指標となる水位、また、水防団が出動あるいは出動の準備等にあたるための指標となる水位のことをいう。

避難判断水位・・・町長が高齢者等避難を発令する目安、住民が避難することを判断するための指標となる水位のことをいう。

氾濫危険水位・・・洪水により氾濫の起こるおそれがある水位のことをいう。

計画高水位・・・計画した流量を安全に流過させ得るように決めた水位のことをいう。

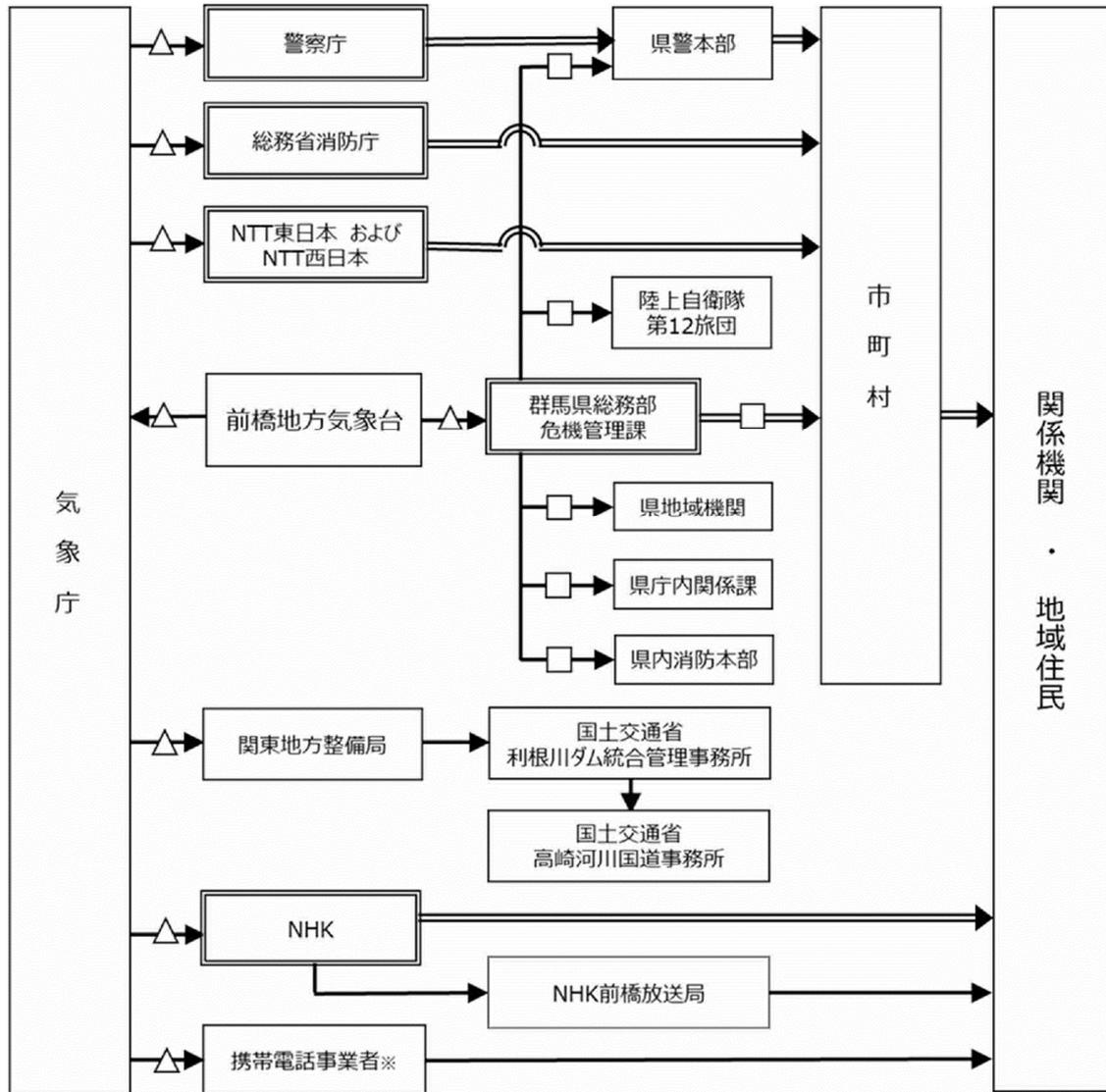
氾濫開始相当水位・・・一連区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所地点に換算した水位のことをいう。

7 河川状況の情報提供

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに町長等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、町役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

8 気象情報の伝達系統

- (1) 前橋地方气象台からの伝達系統及び伝達手段
前橋地方气象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される
 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線
 □ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 町における措置

町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、防災行政無線（防災ラジオ）、町公式お知らせメール等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、県及び町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに町に通知し、町は

直ちに住民等に周知するものとする。

4 異常現象発見時の措置

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町の通報

前記(1)及び(2)等により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ 県（危機管理課）、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関

ウ 必要に応じ異常現象に関係のある近隣市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 火山現象

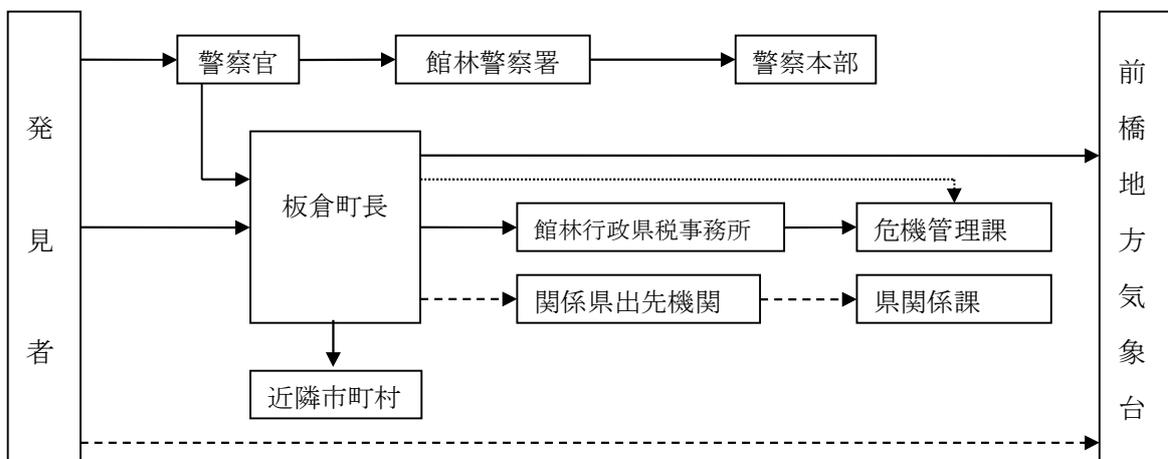
噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化

ウ その他異常現象

堤防浸透による漏水等

(5) 異常現象の通報系統

通報系統は、次のとおりである。



第2 避難誘導

総務課・福祉課・健康介護課

1 避難指示等

(1) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、下表のとおりである。

判断に当たっては、「板倉町避難指示等の判断・伝達マニュアル【風水害編】」を基に、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予想等を考慮した上で、また、避難経路等の状況から妥当性を検討し、総合的に判断するものとする。

ア 洪水予報指定河川（利根川、渡良瀬川）

種 別	発 令 基 準
高齢者等避難	1 各水位観測所の水位が以下の避難判断水位に達し（「氾濫警戒情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合 避難判断水位 利根川（八斗島3.10m、栗橋7.60m） 渡良瀬川（足利4.90m、古河8.90m） 2 町に洪水警報が発表された場合 3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合
避難指示	1 各水位観測所の水位が以下の氾濫危険水位に達し（「氾濫危険情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合 氾濫危険水位 利根川（八斗島4.10m、栗橋9.20m） 渡良瀬川（足利5.40m、古河9.70m） 2 河川管理施設等（堤防）の異常を確認した場合 3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合
緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫しているとき。 2 河川管理施設等の大規模な異常（堤防の決壊や越水）を確認し（「氾濫発生情報」が発表）、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合

イ 水位周知河川（谷田川）

種 別	発 令 基 準
高齢者等避難	1 藤の木橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2 町に洪水警報が発表された場合

	3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合
避難指示	1 藤の木橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.17m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2 河川管理施設等（堤防）の異常を確認した場合 3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合
緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫しているとき。 2 河川管理施設等の大規模な異常（堤防の決壊や越水）を確認し（「氾濫発生情報」が発表）、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合 3 町内の排水機場の排水ポンプが停止した場合

ウ 谷田川流域内水氾濫

種 別	発 令 基 準
高齢者等避難	1 避難を伴うような浸水になると予想される場合 又は、藤の木橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2 町に「大雨警報（浸水害）」が発表された場合 3 道路冠水になると予想された場合
避難指示	1 安全のため早めの避難が必要と予想される場合 又は、藤の木橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.17m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2 町に「大雨警報（浸水害）」が発表され、浸水被害になると予想される場合
緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫しているとき。 2 町内の排水機場の排水ポンプが停止した場合

(2) 避難指示等の発令

- ア 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 町は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める

ものとする。

- ウ 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を受けることができる。また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

なお、明示する事項に当たっては、要配慮者に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ア 避難対象地域名 | エ 避難経路 |
| イ 避難を必要とするの理由 | オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等） |
| ウ 避難先(屋内安全確保を含む) | |

(4) 伝達方法

避難指示等をした場合は、おおむね次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レ

ベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

ア 防災行政無線（防災ラジオ）

イ 自主防災組織による伝達

当該区域の区長を通じて住民に伝達、周知する。

ウ 広報車による伝達

町所有の広報車又は必要により消防機関の広報車や警察のパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。

エ メール配信による伝達

町公式お知らせメールにより事前登録者へ文字情報としてメールを配信し、伝達、周知する。

通信事業者のエリアメールを通じて、伝達、周知する。

オ テレビ・ラジオ等の報道機関による周知

報道機関へ協力を要請し、放送を通じて周知する。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに当該地域の住民等と同様に関係機関等に連絡するものとする。

ア 県への報告

避難指示等の発令を行った場合には、館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課に報告する。

イ 施設管理者への連絡

避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

ウ 警察、消防機関等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、館林警察署等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

エ 近隣市町村への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町村内へ避難する場合もあるため、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

2 避難誘導等

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

ア 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、

できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。

- イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。
- ウ 立ち退き避難に当たっては、要配慮者を優先して行う。
- エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により避難行動要支援者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- オ 常に周囲の状況に注意し、緊急避難場所や避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

(2) 避難時の留意事項

避難に当たり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

- ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- イ 携行品は必要最少限度のものにすること。
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

(3) 避難終了後の確認

- ア 避難指示等を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退き避難の遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- イ 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

3 警戒区域の設定

警戒区域の設定は次のとおりであるが、町は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所を經由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡するものとする。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
町長	災害全般	町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策の従事者以外の者に対して当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。	災害対策基本法 第63条第1項

警察官 自衛官	”	警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にいない場合）は、町職員が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立入の制限・禁止、退去命令を行うことができる。 なお、その場合は、直ちに町に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第2項、 第3項
知事	”	知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。	災害対策基本法 第73条第1項

第3 広域避難

総務課

本町は、台風等の大雨により、利根川、渡良瀬川において大規模水害が発生した場合、町土の約9割が浸水する想定であり、町指定避難場所では、受入れ可能人数を超える多くの町民が避難を要する事態となるおそれがあるため、広域避難を推奨する。

1 自主的広域避難

町指定避難場所は、受入れ可能な人数に限りがあるため、災害発生の危険性が高まる前の早い段階での町外の安全が確保できる親類、知人宅やホテル等の避難先を確保する「自主的広域避難」を最も推奨する。

2 公的広域避難（相互応援協定に基づくもの）

災害時の相互応援協定を締結している館林市邑楽郡隣接一市五町や関東どまんなかサミット会議構成市町等と相互に協力し、協議調整の上、必要に応じて町内の避難者を町外に避難させ、人命被害の軽減と避難者等の援護に努める。

（1）受入れ希望先市町への避難場所の開設要請

町は、災害発生の確率が高まった場合、受入れ希望先市町へ被害状況を伝えるとともに、避難場所の開設を要請する。

（2）（1）の要請を受けた市町は、避難者の受入れ可能な施設を確認し、その結果を町に連絡する。

（3）（2）の連絡の結果、受入れ希望先市町での避難場所が確保された場合、町は、当該避難場所に対し、避難所開設職員を派遣する。

3 公的広域避難（相互応援協定によらないもの）

相互応援協定によらない公的広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、他市町村との相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、

本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

(1) 県内の他の市町村への広域的な避難等

ア 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。

イ 町は、アの協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

ウ アの協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、アによる滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。

エ ウの場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、町長に通知するものとする。

オ 町長は、エの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

(2) 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

ア 町は、(1)アの場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。

イ 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を町に通知するものとする。

ウ 町は、イの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

(3) 町による県外広域避難の協議等

ア 町は、(2)アの場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するもの

とする。

イ 町は、アの協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

ウ 町は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

(4) 広域避難に係る助言

町は、必要に応じて、県に対して、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めものとする。

第4 災害未然防止活動

都市建設課

1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

邑楽土地改良区、農業用排水施設管理者その他の堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第5 物資及び電力確保に関する事前対策

総務課

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややくに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 災害情報の収集・連絡

全ての課局

町は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。その際、次のことに留意するものとする。

- (1) 情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。
- (2) 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する。
- (3) 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告する。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、総務課長を被害報告取扱責任者とし、関係機関へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

2 災害情報の収集

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、次のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するものとする。

被害調査事項	協力応援機関・団体
人的被害	館林警察署、板倉消防署、板倉消防団
住家等一般被害	区長会、板倉消防署、板倉消防団
医療関係被害	館林市邑楽郡医師会、館林邑楽歯科医師会
防疫、衛生関係被害	館林保健福祉事務所
農業関係被害	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所、邑楽土地改良区

商工業関係被害	板倉町商工会
土木施設関係被害	板倉町建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	指定給水装置工事事業者（群馬県東部水道企業団）、 下水道排水設備指定工事店
町有財産関係被害	—
社会福祉関係被害	各施設の長
教育施設等関係被害	各施設の長、県教育委員会
火災・災害情報	板倉消防署、板倉消防団

イ 各区長又は消防団の各分団長は、当該地区の被害状況を地域住民の協力を得て迅速かつ的確に把握し、町に報告するものとする。

ウ 町は、板倉郵便局との「災害時における相互協力に関する覚書」に基づき、郵便局員から町内の被災状況等の情報を収集する。

エ 総務課長は、前記アからウまで等により情報を集約し、町長に報告する。

※【資料編】災害に関する協定等一覧

(2) 調査上の留意点

被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

3 災害情報の連絡

町は、町内の被害状況等について、次により報告するものとする。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して危機管理課に報告する。

イ この際、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

a 災害概況即報

災害の覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）により報告する。

b 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

①第1報は、被害状況を確認し次第報告。

②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

c 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

カ 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

第2編 風水害対策
第2章 災害応急対策

消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を fdma-sokuhou
	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」 (上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036
・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名(又は消防本部名)】及び災害名(又は事故種別)を含むものとする。	
・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要である。	

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第2編 風水害対策
第2章 災害応急対策

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		分		被害		区		分		被害		区		分		被害		都道府県	
災害名	報告番号	被害者	被害	被害																	
災害名	報告番号	被害者	被害	被害																	
第 () 月 日 (時現在)																					
報告者名		区	分	被害	被害																
死者	うち災害関連死者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行方不明者		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
負傷者	重傷	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	軽傷	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全	棟	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
住	半	棟	世帯	世帯																	
家	一	部	破	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	損
被	床	上	浸	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水
害	床	下	浸	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水
	公	共	建	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物	物
非	そ	の	他	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
住																					
家																					

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件、50件を超える場合は多数と記入すること。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員をいうとする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被

害とする。

- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第2 通信手段の確保

総務課

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため町及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

ア 県防災行政無線

- a 県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。
- b 町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

イ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(2) 災害時優先電話の利用

町は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

【資料編】災害時優先電話一覧、群馬県防災行政無線

(3) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置の実施のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条又は同法第79条の規定に基づき、通信の確保を図るものとする。

町及び近隣地域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

ア 警察無線……………館林警察署

- イ 消防無線……………板倉消防署
- ウ NTT無線……………NTT群馬支店
- (4) 非常通信の確保
 - 災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき非常通信の確保を図るものとする。
- ア 非常通信の発受
 - 非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。
- イ 発信依頼要請
 - 発信依頼は次の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。
 - a 冒頭に「非常」と朱書きする。
 - b あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
 - c 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）
 - d 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
- (5) アマチュア無線の協力要請
 - 災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、町の情報連絡体制を補完するため、町内及び近隣アマチュア無線局に協力を求め、通信の確保を図るものとする。
- (6) 全ての通信が途絶した場合の措置
 - 災害により全ての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使者を派遣して通信を確保する。

第3節 活動体制の確立

町は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、県その他関係機関と連携の上、応急対策の活動体制を迅速に確立する。

第1 災害対策本部の設置

全ての課局

板倉町災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

町長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策基本法第23条第2項の規定に

に基づき、板倉町災害対策本部（以下この項において「災害対策本部」という。）を設置する。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (2) 次の場合で町長が必要と認めたとき。
 - ア 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。
 - イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合。

2 設置場所

災害対策本部は、「板倉町役場」内に設置する。なお、役場が被災するか、又はそのおそれのある場合は、「板倉町中央公民館」内に本部を設置する。

3 廃止の決定

災害対策本部長（災害対策本部の長（町長））は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、速やかに次表に掲げる機関にその旨を通報するものとする。

通報又は公表先	通報担当 部・課	通報又は公表方法
庁内各課	総務課	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管課	電話、FAX、口頭その他迅速な方法
県危機管理課及び 館林行政県税事務所	総務課	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
板倉消防署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
館林警察署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一般住民	〃	防災行政無線（防災ラジオ）、広報車、電話、町公式お知らせメール、文書その他迅速な方法
報道機関	〃	電話、FAX、文書、口頭、文書その他迅速な方法

※【資料編】防災中枢機能一覧

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 現地災害対策本部

次のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行う。

- (1) 災害地が本部から遠隔の場合
- (2) 本部長より設置を指示された場合

7 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- (1) 通信手段の確保
- (2) 被害情報の収集、連絡
- (3) 負傷者の救出・救護体制の確立
- (4) 医療活動体制の確立
- (5) 交通確保・緊急輸送活動の確立
- (6) 避難受入活動
- (7) 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- (8) ライフラインの応急復旧
- (9) 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- (10) 社会秩序の維持
- (11) 公共施設・設備の応急復旧
- (12) 災害広報活動（随時）
- (13) ボランティアの受入れ（随時）
- (14) 二次災害の防止（随時）

8 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第2 災害対策本部の組織

全ての課局

1 災害対策本部の組織編成

板倉町災害対策本部（以下この項において「災害対策本部」という。）の組織系統は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 本部長の職務代理

町長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次の順位によるものとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

3 本部の標識の掲示

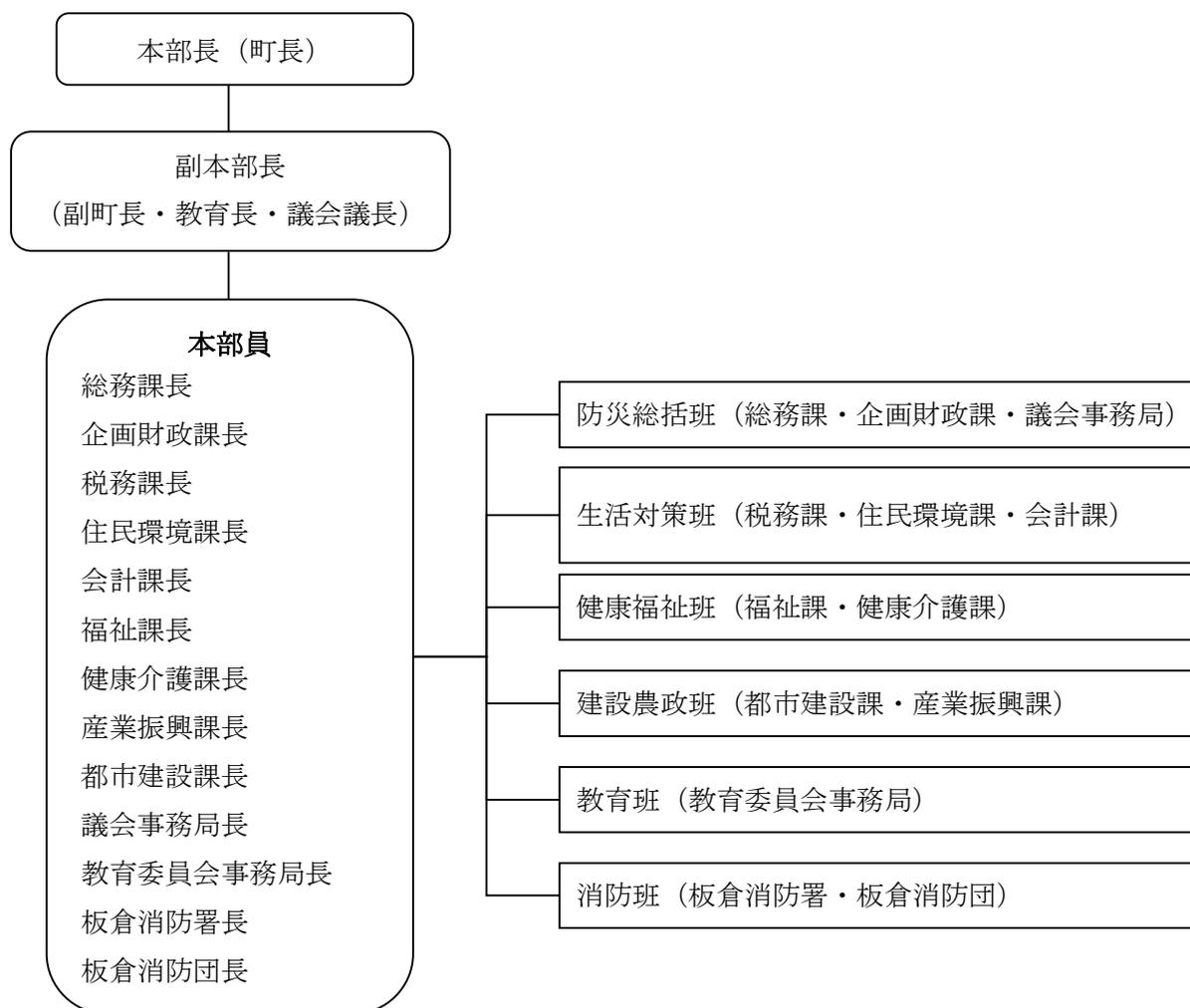
本部を設置した場合は、町役場正面玄関に「板倉町災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

4 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は別紙2のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

※【資料編】板倉町災害対策本部条例

別表1 災害対策本部の組織



別表2 災害対策本部事務分掌

職名	事務分掌
本部長	本部の事務を総括し、所属職員の指揮監督をする。
副本部長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、各班内の連絡調整をする。また、班長となる本部員は各班の指揮をとる。

班名（班長）	所属	事務分掌
防災総括班 【班長】 総務課長 【副班長】 企画財政課長 議会事務局長	総務課 企画財政課 議会事務局	1 災害対策本部に関すること。 2 避難指示等に関すること。 3 職員の動員及び調整に関すること。 4 災害の情報収集、取りまとめ及び被害報告に関すること。 5 県、国の機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 6 自衛隊災害派遣要請に関すること。 7 隣接市町との相互応援に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 町有自動車の配車及び運行計画に関すること。 11 報道に関すること。 12 広報及び情報発信に関すること。 13 記録写真等の各種資料の収集に関すること。 14 通信機能に関すること。 15 電話の復旧要請に関すること。 16 災害応急措置法関係予算に関すること。 17 庁舎の保全に関すること。 18 町有財産の被害調査に関すること。 19 災害応急措置資材の確保及び検査に関すること。 20 復興計画の策定に関すること。 21 電力の復旧要請に関すること。 22 議会議員との連絡調整に関すること。 23 その他いずれの班にも属さないこと。

<p>生活対策班</p> <p>【班長】 住民環境課長</p> <p>【副班長】 税務課長 会計課長</p>	<p>税務課 住民環境課 会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者の相談窓口に関する事。 2 罹災者の実態調査に関する事。 3 相談所の開設に関する事。 4 外国人との渉外（大使館、外国救援団体等）に関する事。 5 遺体の収容、埋葬に関する事。 6 町税等の特別措置に関する事。 7 罹災証明書、その他被災に関する証明書の交付に関する事。 8 災害経費の出納に関する事。 9 被災地の公害対策に関する事。 10 し尿及び廃棄物の処理に関する事。 11 上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 12 応急給水に関する事。 13 指定工事事業者（給水装置・下水道排水設備）との連絡調整に関する事。 14 防災総括班への協力に関する事。
<p>健康福祉班</p> <p>【班長】 福祉課長</p> <p>【副班長】 健康介護課長</p>	<p>福祉課 健康介護課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査に関する事。 2 救援物資の保管・受払・配分計画及び給付に関する事。 3 災害義援金品の募集分配に関する事。 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事。 5 災害弔慰金等に関する事。 6 生活福祉資金の貸付けに関する事。 7 要配慮者に係る災害情報の収集に関する事。 8 避難行動要支援者の救護に関する事。 9 日本赤十字社の救護活動の連絡調整に関する事。 10 ボランティア活動受入に関する事。 11 医療機関施設の被害調査に関する事。 12 被災者の医療、救護、助産に関する事。 14 救護所の設置管理、負傷者の収容に関する事。 15 医療関係者の動員及び救護班編制に関する事。 16 医療品及び救護資材の調達確保に関する事。 17 防疫に関する事。

<p>建設農政班 【班長】 都市建設課長 【副班長】 産業振興課長</p>	<p>産業振興課 都市建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係等の被害調査に関する事。 2 用排水施設等の被害調査に関する事。 3 被災農業者の営農対策に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 畜産関係に関する事。 6 被災農家等の災害応急対策に関する事。 7 商工業関係の被害調査に関する事。 8 被災中小企業者の災害応急対策に関する事。 9 商工会との連絡に関する事。 10 土木関係の被害調査に関する事。 11 道路、河川等の状況把握及び応急措置に関する事。 12 道路、橋梁及び河川等の復旧に関する事。 13 被災地における道路交通の指示及び制限に関する事。 14 緊急輸送路の確保に関する事。 15 建設業者との連絡調整に関する事。 16 町営住宅等の被害調査に関する事。 17 家屋の被害調査に関する事。 18 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請に関する事。 19 避難所及び仮設住宅の建設に関する事。 20 被害住宅の応急修理に関する事。 21 公園緑地関係等の被害調査に関する事。 22 公園緑地等の応急対策に関する事。
<p>教育班 【班長】 事務局長 【副班長】 総務学校係長</p>	<p>教育委員会 事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査に関する事。 2 教育関係施設の応急復旧に関する事。 3 関係機関との連絡に関する事。 4 学校等及び生涯学習施設等の避難所開設・運営・管理に関する事。 5 児童生徒の避難等の指導に関する事。 6 被災児童生徒の応急教育に関する事。 7 教科書、学用品等の確保に関する事。 8 災害時の学校給食に関する事。 9 文化財の被害調査及び復旧対策に関する事。

消防班 板倉消防署長 板倉消防団長	板倉消防署 板倉消防団	1 消防対策に関すること。 2 水防対策に関すること。 3 被災者の救出に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 自衛隊災害活動の補佐に関すること。 6 地震、気象及び洪水情報等の接受及び伝達に関すること。
-------------------------	----------------	---

第3 災害警戒本部等の設置

全ての課局

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、関係課長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

総務課長は、災害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

町長は、必要に応じ、館林地区消防組合水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

なお、水防本部は、本計画に定める災害対策本部を設置した場合は、廃止するものとする。

第4 職員の非常参集

全ての課局

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

1 町における職員の非常参集

(1) 動員の決定及び配備体制

ア 町長は、災害対策本部を設置したときは、別表3の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

イ 総務課長は、災害警戒本部を設置したときは、別表3に掲げる「初期動員」の配備体制をとり災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

ウ 総務課長は、気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生するおそれがある場合は、防災関係部署と協議の上、別表3に掲げる「予備動員」の体制を配備する。

別表3 配備体制及び応急活動内容

配備	配備基準	配備体制	配備要員	担当課	主な応急活動内容
予備動員	気象警報又は特別警報の発表にかかわらず、災害要因の発生のおそれが認められるとき。	防災関係部署の警戒体制とし、情報収集等の実施する必要があるとき。	防災関係部署	総務課・都市建設課・産業振興課等の防災関係担当職員	1 気象情報等の収集 2 災害警戒本部体制の移行検討
初期動員	気象警報又は特別警報が発令され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	災害対策本部設置前の警戒体制とし、情報の収集・連絡活動を実施する必要があるとき。	本部員及び防災担当部署	課局長 総務課・都市建設課・産業振興課等の防災関係担当職員	1 気象警報又は特別警報などの情報収集 2 被害情報の収集 3 災害応急対応 4 災害対策本部体制の移行の検討
全員動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	災害対策本部を設置し、各種の応急活動を実施する必要があるとき。	全職員	総務課 企画財政課 議会事務局	1 災害被害情報の取りまとめ 2 関係機関との連絡調整 3 職員の動員及び調整 4 町有車両の確保 5 報道対応 6 情報発信 7 記録写真等各種資料収集 8 通信機能の確保 9 庁舎等の安全確保 10 電力供給の確保
				住民環境課 税務課	1 し尿及び廃棄物処理施設の確保 2 上下水道施設の安全確認

				会計課	<ul style="list-style-type: none"> 3 飲料水源の確保 4 飲料水の確保 5 町内の被害情報収集 6 町内の車両広報
				健康介護課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所設置準備 2 避難行動要支援者の安全確保 3 社会福祉施設の連絡調整 4 防災ボランティアの受入準備 5 医療機関の連絡調整 6 医療品、衛生材料等の確保 7 防疫の準備
				都市建設課 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川状況の情報収集 2 道路、橋梁の安全確保 3 緊急輸送路の確保 4 建設業者との連絡調整 5 農業関係の情報収集 6 用排水施設状況の情報収集
				教育委員会事 務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所開設準備 2 児童生徒の避難等の指導 3 教育関係機関との連絡調整

2 本部職員の動員伝達

(1) 勤務時間中における動員伝達

本部長（町長）の決定に基づき、本部員（所属長）を通して配備要員に伝達する。また、総務課長は、消防団長に伝達するものとする。

(2) 勤務時間外・休日等における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

ア 当直者・日直者は、配備基準に該当する気象警報又は特別警報が防災関係機関から通知され、又は住民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務課長に連絡する。

イ 総務課長は、直ちに状況を町長に連絡するとともに、副町長、教育長及び議会議長にも連絡する。

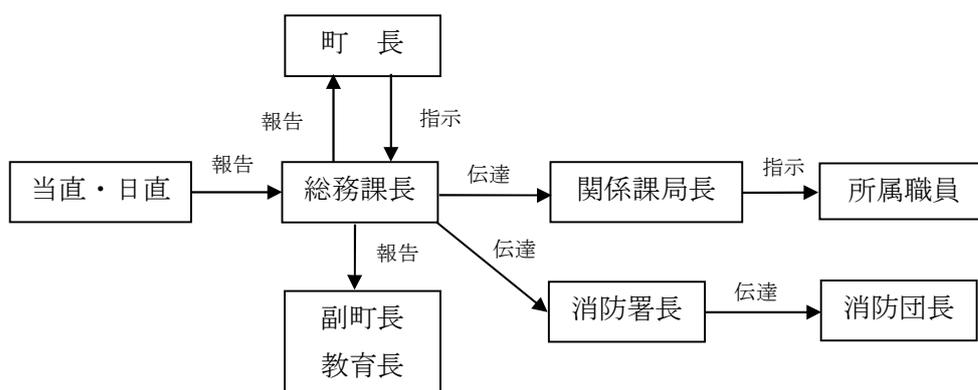
ウ 町長は、配備体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた配備体制を総務課長に指示するものとする。

エ 指示を受けた総務課長は関係課局長に、関係課局長は所属職員に速やかに伝達する。また、総務課長は、消防署長にも伝達する。

オ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁する。

カ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。

勤務時間外・休日等の伝達系統図



3 職員の動員

(1) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務

時間外においては一般加入電話（携帯電話等を含む。）及びメール等により行う。

(2) 登庁場所

ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に参集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、防災総括班に報告する。

(5) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるときには、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

4 職員等の応援

(1) 役場内での調整

ア 各班長は、参集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、防災総括班に必要要員数を連絡する。

イ 防災総括班は、他班の職員参集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させる。

(2) 他機関への応援要請

役場内では参集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、町内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町村又は県に応援を要請する。

第5 広域応援の要請等

総務課

災害発生時に、町のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町村、県等に応援を要請し、迅速な応急対策を推進するものとする。

1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、町長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請するものとする。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請するものとする。

2 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請
災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

3 受援体制の確立

- (1) 町は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 町は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

4 広域的な応援体制

- (1) 町は、災害時には、県内外の市町村等と締結している応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

※【資料編】災害に関する協定一覧表

第6 県防災ヘリコプターの要請

総務課

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊支援協定」の定めるところにより、町が実施するものとする。

2 防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 要請の方法

要請の方法は、防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。なお、事後速やかに応援出動要請書を提出する。

- (1) 応援の種別
- (2) 災害発生又は覚知の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) ヘリポート及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

4 ヘリポート予定地の確保

災害時における町のヘリポート予定地は、資料編に掲載のとおりである。

※【資料編】ヘリポート適地一覧

第7 自衛隊への災害派遣要請

総務課

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手続等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、町長が知事（危機管理課）に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の災害派遣活動の範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消火活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に消火活動への協力
- (6) 道路又は水路の復旧
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの復旧又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急治療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、町及び県等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲渡
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を实

施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の派遣要請に係る町長の措置

(1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対して災害派遣要請を行うよう知事（危機管理課）に要求するものとする。

(2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

		年	月	日
群馬県知事	様	板倉町長		印
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求いたします。				
記				
1	災害の情况及び派遣を要請する事由			
2	派遣を希望する期間			
3	派遣を希望する区域及び活動内容			
4	その他参考となるべき事項			
	例) ・必要な車両、航空機、資機材			
	・必要な人員			
	・連絡場所及び連絡責任者			

(3) 町長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び町の災害の状況を第12旅団長に通知することができる。

(4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町の災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

(5) 町長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

町長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にするものとする。

連絡先	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011内線234、433～437、（夜間）208 （防災行政無線）71-3242

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣される部隊に対し、次の事項に留意し、受入れ体制の整備を行う。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
 - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
 - エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
 - オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。
- (4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要

請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

9 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、必要に応じて県の現地災害対策本部又は町災害対策本部に町、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

10 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

11 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を求めるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊の活動に要した費用のうち次に掲げる費用については、原則として派遣を受けた町の負担とする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の負担割合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断 3 原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1 災害の拡大防止及び二次災害の防止

総務課・産業振興課・都市建設課

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 町は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体（館林地区消防組合）及び水防協力団体（邑楽土地改良区）は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の保有する発電機（計1基）の提供を受けることができる。
- (3) 邑楽土地改良区、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 風倒木及び冠水による二次災害の防止

町は、町が管理する道路について、風倒木及び道路冠水による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去及び交通規制などの応急対策を講ずるものとする。

4 雪害の拡大の防止

- (1) 町は、町が管理する道路について、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 町は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注

意を喚起するものとする。

5 被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

6 空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要のため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5節 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1 救助・救急活動

総務課

災害により被災した者に対し、町は、県、警察、消防機関、自衛隊、住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、町、群馬県地域防災センター、館林行政県税事務所等の備蓄倉庫、館林地区消防組合本部・板倉消防署、消防団、館林土木事務所、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 町による救助・救急活動

- (1) 実施責任者
被災者の救出は、原則として町が行う。ただし、町のみでは対処できないと

きは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

(2) 救出方法

ア 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、消防機関、警察等関係機関に連絡する。

イ 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

4 安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

5 関係機関との協力

(1) 救出活動を実施する場合は、館林警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期するものとする。

(2) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、板倉消防署、医療機関等と緊密な連絡をとるものとする。

6 資機材等の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

7 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

8 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2 医療活動

総務課・福祉課・健康介護課

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者への保護に万全を図る。

1 町内の医療機関による医療活動

町内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 町による医療活動

(1) 実施責任者

被災者に対する医療等の実施は町が行うものとする。ただし、町のみでは対応できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

(2) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。

救護所は関係機関と協議の上、必要に応じて、おおむね次の場所に設置する。救護所を設置したときは、防災ラジオ等により地域住民に周知するとともに、県に報告するものとする。

- a 避難所
- b 負傷者等の交通便利な場所
- c その他救護所設置に適した場所

イ 町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成して、迅速な医療等の活動を行う。また、救護班を編成したときは、その旨を県に連絡するものとする。ただし、町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合は、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

(3) 傷病者の搬送

町は、傷病者を災害現場から医療機関へ搬送する。搬送については、あらかじめ次の計画を作成しておき、迅速な実施を図るものとする。

ア 一般車両の通行規制等による緊急避難路の確保と緊急車両による搬送

- イ 救護所への搬送手段の確保
- ウ 搬送を支えるマンパワーとしての防災ボランティア等の活用
- エ ヘリコプターによる搬送体制の確立

※【資料編】医療機関一覧

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 後方医療活動の要請

町又は町内の医療機関は、町内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、町外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求めるものとする。

6 被災者のこころのケア対策

町は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

- (1) こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- (2) こころのケア対策現地拠点の設置
- (3) 精神科医療の確保
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
- (5) こころのホットラインの設置と対応
- (6) その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

7 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、町又は県に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県に供給を要請するものとする。
- (3) 町は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1 交通の確保

総務課・都市建設課

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

1 交通状況の把握

町は、町が管理する道路について、通行可能な交通路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次の区分により措置するものとする。

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	知 事 町 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。
館林警察署長		道路交法第4条第1項により、公安委員	道路交法第5条第

	会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	1項
警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 町における措置

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、町は、道路の陥没、橋りょうの落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査に当たっては、町の防災中枢機能と近隣市町村とを結ぶ町道等を重点に調査するものとする。また、警察、道路管理者及び各地区消防団、区長等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

町は、被害状況調査により把握した事項について速やかに、館林土木事務所、館林警察署等関係機関に連絡する。

(3) 道路の応急復旧

ア 町は、町が管理する道路について、道路の被害状況に基づき、町の防災中枢機能（役場庁舎、避難所、ヘリポート等）を結ぶ町道の道路機能の確保（雪害においては除雪を含む。）に努めるものとする。

なお、道路復旧に当たっては、館林警察署、その他の道路管理者と調整の上、道路復旧順位を設定する。

イ 町は、必要に応じて、警察、消防機関及び自衛隊等に対して、路上の障害物の除去（除雪を含む。）について協力を要請するものとする。

ウ 町は、町が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 町は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路機能確保（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

オ 町は、町が管理する道路について、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸

送などを確保するため、町に代わって国又は県が道路機能確保（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、町に代わって道路機能確保を代行できる制度により、国又は県へ要請を行う。

(4) 交通指導員による交通整理

町長は、板倉町交通指導員に関する要綱に基づいて、館林警察署と連携し、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時交通混雑の整理誘導を行わすことができる。

3 交通規制時の警察官等の措置

交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、館林警察署長に対しその旨を通知することとする。（同法第76条の3第3項及び第4項）

4 交通規制時の運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等にある車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとるものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車す

るなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 輸送拠点の確保

- (1) 第1章第2節第10「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として、町は町物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

※【資料編】緊急輸送道路一覧

第2 緊急輸送

総務課

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、町の保有車両等を動員するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 輸送手段の確保

町は、被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送に必要な車両等を確保するものとする。ただし、町内で確保が困難なときは、県又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

(1) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

- ア 自動車による輸送
- イ 航空機による輸送
- ウ 人力による輸送
- エ 舟（ボート）による輸送

(2) 輸送力の確保

- ア 自動車による輸送
 - a 庁用車両の確保

町は、保有する車両を確保・配備を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、別記様式2及び3に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

b 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、町内建設業者等から調達を図るものとする。

c 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、近隣市町村又は県に応援を要請するものとする。

イ 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、町長は知事に対して県防災ヘリコプターの派遣や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、第7「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

ウ 人力による輸送

前号のア及びイによる輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本章第14節第4「労働力の確保」の定めるところによる。

2 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県、館林行政県税事務所、警察本部、館林警察署において実施する。

(1) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- a 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

- d 医療機関に搬送する重傷者
- e 交通規制に必要な人員及び物資
これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
- f 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- g 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- a 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- b 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- c 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- a 災害復旧に必要な人員及び物資
- b 生活必需品
これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式1
- ウ 受付窓口 県・・・館林行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会・・・館林警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件 a 緊急通行車両確認証明書（別記様式2）
b 標章（別記様式3）
- オ 確認処理簿 別記様式4の例による。

様式1

年 月 日	
緊急通行車両使用申出書 様	
申請者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号）	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

様式2

第 号 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）	
使用者	住所又は所在地
	氏名又は団体名
	電話番号
通行日時	
通行経路	出発日
	目的地
備考	

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

第7節 避難の受入活動

風水害のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに指定避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、緊急避難場所や避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1 緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

1 緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて緊急避難場所等を開放し、速やかに防災ラジオ等により開設場所を避難者に周知する。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。

2 避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて洪水等の危険性に十分配慮し、避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 町は、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用、また必要に応じて野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない

い場合は、直接危機管理課、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。

- (5) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 町は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

※【資料編】緊急避難場所・避難所一覧

3 管理責任者の配置

(1) 避難所管理職員の派遣

町は、避難所等を開設したときは、直ちに各避難所に町の災害対策本部より職員を派遣し、常駐する管理責任者を配置する。また、当該施設の勤務職員と連携して避難住民及び避難所の管理に当たるものとする。

避難所管理職員の業務は以下のとおりとする。

- ア 避難人員の実態把握
- イ 町本部との連絡調整
- ウ 避難所開設の記録
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の給与
- オ 必要な設備、備品の調達
- カ 避難者のニーズの把握と町本部への伝達
- キ 避難者のプライバシーの確保（特に避難が長期化した場合）
- ク 仮設トイレの設置・管理
- ケ 避難者のメンタルヘルス及び健康管理
- コ その他

(2) 自主防災組織等への協力要請

町は、地域住民、自主防災組織、防災士、ボランティア等の協力を得て、また避難者による自主組織により避難所を運営する。

4 避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自主防災組織、防災士、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特

性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織や防災士、ボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、飲料水、食料その他生活必需品の配給については、配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図り、平等かつ効率的な配給に努めるものとともに、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給にも配慮する。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避

難者を支えることができるよう留意するものとする。

- (3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

- (1) 町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康介護課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、健康介護課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

町は、避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 在宅避難者等への配慮

町は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

第2 応急仮設住宅等の提供

総務課・都市建設課

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、避難者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び業者の確保

町は、応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県、他市町村又は関係団体等へ調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に

努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

- (2) 町は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。ただし、町において対処できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を要請する。

5 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

町は、応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

第3 広域一時滞在

総務課

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、他市町村との相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を

除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。

- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、町に対し、通知するものとする。
- (5) 町は、(4)の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (6) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めものとする。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。
- (3) 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を町に通知するものとする。
- (4) 町は、(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (5) 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (6) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行うものとする。

3 広域一時滞在に係る助言

町は、必要に応じて、県に対して、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めるものとする。

第4 広域避難者の受入れ

総務課・都市建設課・教育委員会事務局

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難所情報の提供

- (1) 町は、県から依頼を受けた場合、受入可能な避難所についての情報を提供する。また、避難所の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても提供する。
- (2) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県及び県内市町村との協力

町は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所開設

県との調整により、避難所の開設依頼通知を受けた町は、本章第7節第1「緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営」の規定に準じて、開設する。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 県から受け入れた広域避難者に対し実施する救助の方針について通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 群馬県と被災県が調整を実施する時間的余裕がない場合は、広域避難者は、

開設された町の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び町が調整した結果に基づき、町等の運営する避難所へと移動する。

- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 避難所における良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応
第2章第7節第1「緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営」を準用する。
- (2) 広域避難者に係る情報等の県への報告
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。
- (3) 被災県からの情報等の避難者への提供
町は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報紙を使用するなど、広域避難者へ分かりやすい情報提供に努める。

7 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

町は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

8 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

9 避難所の閉鎖

町は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、町が備蓄する物資・

資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図るものとする。

第1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

総務課

1 需要量の把握及び配分計画の樹立

町は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする

2 食料の調達

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行うものとする。

- ア 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合
- イ 災害により食料品の販売機関等が混乱し、食品の購入が困難となったため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

(2) 町は、自らが備蓄しているアルファ米等を計画的に放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援の要請

町長は、災害救助法が適用され、政府所有米穀が必要であると認める場合は、知事に対して「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、応急用米穀の供給を国に求めるよう要請するものとする。

(3) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 飲料水の調達

(1) 被災者に対する応急給水は、町及び水道事業者が主体となり実施する。ただし、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足

する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請する。なお、確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

- (2) 町は、被災地に近接する浄水場等の水道施設から給水し、応急給水を実施する。
- (3) 町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請

4 生活必需品等の調達

- (1) 生活必需品等の供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又は棄損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。
- (2) 町は、自ら備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
 - オ 義援物資の募集
- (3) 町による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

5 県による主体的供給

県は、町における食料等物資が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、町に対する物資を確保し輸送するものとする。

6 燃料の供給

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

7 物資の配給

町及び水道事業者は、配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に避難者と在宅者避難者等とを隔てることのないように配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 要配慮者への優先的な配給に努める。

第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康状態の把握等のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1 保健衛生活動

総務課・住民環境課・福祉課・健康介護課

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する者又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、館林保健福祉事務所を通じて、県に応援を要請するものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 町は、避難所において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 避難所等の環境整備

町は、県又は館林保健福祉事務所と連携の上、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

その他、町として保持等に努めるものは以下のとおりである。

- (1) 衣類、寝具の清潔の保持
- (2) 身体の清潔の保持
- (3) 室温、換気等の環境
- (4) 睡眠、休養の確保
- (5) 居室、便所等の清潔
- (6) プライバシーの保護

3 し尿の適正処理

- (1) 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- (3) 町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、早急に県に応援を要請するものとし、県は近隣市町村又は隣接県等へ処理の応援要請を行うものとする。
- (5) 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うこととする。

このため、町は、館林衛生施設組合と調整を行い、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認の上、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

4 ごみ（災害廃棄物）の適正処理

- (1) 被害状況調査・把握
 - ア 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、速やかな被害状況の把握のため、調査地区、調査対象施設・設備及び調査者を明確にする体制を整備するものとする。
 - イ 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、東部環境事務所へ連絡する体制を整備するものとする。
- (2) ごみ処理対策
 - ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握しごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認の上、ごみの収集、運

搬、処分の対策を樹立するものとする。

イ 町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報するものとする。

ウ 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、早急に県に応援を要請するものとし、県は近隣市町村又は隣接県等へ処理の応援要請を行うものとする。

エ 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求めるものとする。また、上記地区に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。

オ 町は、館林衛生施設組合と調整を行い、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できる限り早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図るものとする。

カ 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は町が収集処理を行うものとする。

キ 災害時には災害廃棄物が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられる。そのため町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

5 災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

※【資料編】ごみ処理施設、し尿処理施設、し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者

第2 防疫活動

総務課・住民環境課・健康介護課

町長は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、知事と相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

- 1 町は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（感染症法第27条）

対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

 - ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所
 - イ 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
 - ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

対象場所の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める駆除を実施する。

 - ア 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族
 - イ 昆虫等が存在する区域
 - (3) 物件に係る措置（感染症法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。

 - ア 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - イ 廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - ウ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
 - (4) 生活の用に供される水の使用制限等（感染症法第31条）

知事が、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。
 - (5) 避難所の防疫指導等
避難所を開設した場合には、施設管理者は、県又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び環境委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。
 - (6) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

町長は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予

防上緊急の必要ため、知事にその対象者及びその期日又は期間を指定して臨時予防接種を命ぜられた場合には、臨時に予防接種を実施するものとする。

(7) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

- 2 町は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、町内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあっせんを要請するものとする。
- 3 町は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。
- 4 町は、その他、県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3 障害物の除去

総務課・都市建設課

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

- (1) 道路などの障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。
- (2) 障害物が河川にある場合は、河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。
- (3) 家屋等障害物の除去は、原則的に所有者及び管理者が実施するが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。

2 実施方法

障害物除去の事務は、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第4 行方不明者の捜索及び遺体の処置

総務課・住民環境課

1 行方不明者の捜索

町は、館林警察署、板倉消防署及び板倉消防団等と連携して、行方不明者の捜索に当たる。

(1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、町は相談窓口を設置し、館林警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の氏名等の必要事項を

記録する。

(2) 搜索活動

搜索活動は、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、町災害対策本部及び館林警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名などの特徴を明示して、搜索を要請する。

2 遺体の収容

遺体として発見された場合は、町は、館林警察署及び板倉消防署の協力を得て、検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

3 身元の確認

館林警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

4 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を開設し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を安置する。

安置所の開設に当たっては、次により安置するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

※【資料編】遺体安置所

6 遺体の埋火葬

- (1) 町長は、遺体について親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬は、館林市斎場（住所：館林市苗木町2487電話：0276-72-1742）へ搬送して火葬を行う。

- (3) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認められるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (4) 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとし、県は、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1 広報・広聴活動

総務課

町、ライフライン事業者等は、災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

1 広報活動

- (1) 町は、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。
- また、町は、取材班を編成して災害現場の写真撮影等を行うものとする。
- (2) 広報の内容
- 広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

○気象・水象状況	○受診可能な医療機関・救護所の所在地
○被害状況	○交通規制の状況
○二次災害の危険性	○交通機関の運行状況
○応急対策の実施状況	○ライフライン・交通機関の復旧見通し
○住民、関係団体等に対する協力要請	○食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
○避難指示等の内容	○各種相談窓口
○緊急避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	○住民の安否
○避難時の注意事項	○スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとする。町の広報手段は、次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請する。

防災ラジオ、広報車、広報紙、掲示板、区長を通じての広報、町ホームページ、町公式お知らせメール、ケーブルテレビ

(4) 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、東日本電信電話（株）の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」、 「災害用伝言板（web171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」についての活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

広報時の留意事項
① 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。
② 広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により区長又は民生委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
④ 外国人に対しては、関係機関に協力を依頼し、外国語による広報を行う。
⑤ その他要配慮者に対しては、その内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。
⑥ 所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関への情報提供及び代表取材の要請

町は、報道機関による広報は、迅速かつ広範囲に伝達できるため、被害状況、対策に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。

なお、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障をきたし、又は支障が来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1 施設、設備の応急復旧

総務課・福祉課・産業振興課・都市建設課・教育委員会事務局

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町及び町内の施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念さ

れる場合は、町、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

- (4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する町、県、省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

町は、町が管理する道路について、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路機能確保を行うものとし、町のみでは迅速な対応が困難な場合には、県と適切な役割分担等の下、道路復旧を実施するものとする。

第2 公共土木施設の応急復旧

産業振興課・都市建設課

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第3 電力施設の応急復旧

総務課

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

4 送電再開時の安全確認

電力事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

5 広報活動

電力事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対して広報を行うものとする。

第4 ガス施設の応急復旧

都市建設課

1 迅速な応急復旧の実施

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、被災したガスの貯蔵施設等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、必要に応じ、代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

(一社)群馬県L Pガス協会及びL Pガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第5 上下水道施設の応急復旧

総務課・住民環境課

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町及び水道事業者は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を策定する。
- (2) 町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。
- (3) 町及び水道事業者は、水道施設の被害状況に応じ、指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。

2 重要施設の優先復旧

町及び水道事業者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代用設備の活用

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

町及び水道事業者は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合は、県及び近隣市町に応援を要請するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

5 広報活動

町及び水道事業者は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、応急給水計画、上下水道施設の被害の状況、復旧の見通し等についての広報を実施し、被災住民に情報を提供する。

※【資料編】給水装置工事事業者（群馬県東部水道企業団）・下水道排水設備指定工事店一覧
(町内のみ)

第6 電気通信設備の応急復旧

総務課

1 迅速な応急復旧の実施

東日本電信電話株式会社及び電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

東日本電信電話株式会社、NTTドコモ及び電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び各携帯電話会社等の「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

東日本電信電話株式会社は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第12節 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。

このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1 ボランティアの受入れ

総務課・福祉課

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の主な内容は、次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳

ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 がれきの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	介護（介護福祉士等） 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング
---	--

2 受入窓口の開設

町、町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、町災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

3 ボランティアニーズの把握

町及び町災害ボランティアセンターは、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、町職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる町災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、町のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

町が、県より事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 義援物資・義援金の受入れ

総務課・福祉課

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

町は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、町は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(3) 受入機関の決定

町及び県は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

町が受入機関となった場合は、送付された義援物資を保管及び仕分けするため、町役場のほか、あらかじめ集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

(5) 受入物資の仕分け

町が受入機関となった場合は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、町と県とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、町の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

町は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

町及び県は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
板倉町	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第13節 要配慮者対策

第1 要配慮者の災害応急対策

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

- イ 町長は、今後の気象予測及び河川水位情報から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、板倉町避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（以下「個別避難計画」という。）に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや途中で事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需用品及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。
- ウ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

（第1章第4節第1「要配慮者対策」のとおり。）

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導

態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需用品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町又は県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 町及び県は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

第14節 その他の災害応急対策

第1 農業の災害応急対策

産業振興課

災害による農業被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

ア 水害等により水稻の改植の必要が生じたときは、町内で可能な限り余剰苗の確保の徹底を図るものとする。苗の確保が困難な場合は、県に供給のあっせんを要請する。

なお、苗の使用に当たっては、必ず病害虫の防除を行うよう指導する。

イ 野菜などの改植を必要とする場合は、町内で改植用苗のあっせんに要請す

る。

(2) 病虫害防除対策

ア 防除の指示及び実施

町は、災害による病虫害の防除対策を実施するに当たり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図る。

イ 防除の指導要請

町は、必要があると認めたときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導する。

ウ 農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、県に農薬の緊急供給のあっせんを依頼する。

エ 防除機具の確保

町は、緊急防除を促進する必要がある、町内で防除機具の確保が困難な場合は、県に必要な防除機具の調達を要請する。

なお、町は、町内の防除機具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

(3) 転換作物の導入指導

町は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指導する。

2 家畜対策

(1) 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、邑楽館林農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 邑楽館林農業協同組合等を通じて動物薬品及び機材等の必要な薬品等の確保に努めるものとする。

イ 防疫班及び消毒班の派遣を要請し、防疫対策に努める。

ウ 獣医師を派遣又はあっせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそ

れがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第2 学校の災害応急対策

教育委員会事務局

災害により通常の教育を行うことができない場合に、学校施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図る。

1 気象状況の把握

小学校、中学校及び高等学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

3 災害発生時の応急措置

(1) 児童・生徒への対応

学校管理者は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、次の措置をとる。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

イ 授業開始後の措置

- a 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- b 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- c 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校管理者は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

- ア 実施責任者は、学校管理者とする。
- イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。
- ウ 学校管理者は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、又は町災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。
- エ 学校管理者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。
- オ その他児童・生徒の避難計画は、本章第1節第2「避難誘導」及び第7節第1「緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

- ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。
- イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- ウ 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

(4) 危険防止措置

- ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

4 学校施設等の応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

学校管理者は、次の事項について被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町等に連絡するものとする。

- ア 学校施設の被害状況（避難所開設可能状況を含む。）
- イ 周辺地域の被害状況
- ウ 教員その他職員の被災状況
- エ 児童、生徒の被災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

学校施設の中には、町の避難所に指定されているものもあるため、教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

5 応急教育の実施

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、災害の程度に応じ、次のような方法により、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき。	①特別教室、体育館等の利用 ②二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	①公民館、公共施設等の利用 ②応急仮校舎の建築
特定の地区全体が被災したとき。	①災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ②応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災したとき。	隣接市町村の学校、公民館、公共施設等

6 教育の確保

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。
- (4) 代替教員の確保
 - ア 町教育委員会は、災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充する。
 - イ 補充に当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条による臨時的任用とする。
- (5) 学用品等の支給
 - ア 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。
 - イ 町は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、県及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

7 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

8 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第3 文化財の災害応急対策

教育委員会事務局

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土のう等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、

応急対策の実施状況と合わせて町教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

※【資料編】指定文化財一覧

第4 労働力の確保

総務課・産業振興課

1 求人の申込み

町は、町職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

町の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、町に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

町は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。
ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第5 災害救助法の適用

総務課

1 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法による救助は、知事が実施する。ただし、町長は、同法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が、40世帯以上に達するとき。
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本町の区域の住家滅失世帯数が20世帯以上に達するとき。
- (3) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事

情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

3 災害に係る住家の被害認定基準

(1) 被害の認定基準

被害の認定基準は、次のとおりである。

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

住 家・・・現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家・・・住家以外の建築物をいうものとする。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 住家滅失世帯の算定基準

ア 住家が全壊、全焼、流失等した世帯は、1世帯とする。

イ 住家が半壊、半焼等、著しく損傷した世帯については、2分の1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、3分の1世帯とする。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産

- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2（5）による救助の種類は、（1）のうち避難所の設置である。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

※【資料編】災害救助基準

第6 動物愛護

総務課

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

- 1 町は、避難所等における家庭動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をする。
- 2 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

第1 基本方向の決定

全ての課局

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

第2 住民の参加

総務課・福祉課

被災地の復旧・復興に当たっては、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第3 県等に対する協力の要請

総務課

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 原状復旧

第1 被災施設の復旧等

都市建設課

- 1 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

- 2 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- 3 町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町長に代わって県が行うことが適当であると考えられるときは、町又は町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県へ要請を行う。
- 4 町は、町長が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町長に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- 5 町は、町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町長に代わって県が行うことが適当であると考えられるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県へ要請を行う。
- 6 ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第2 災害廃棄物の処理

住民環境課

1 円滑かつ適切な処理の実施

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

2 リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

3 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

4 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

第1 復興計画の作成

全ての課局

- 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- 2 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- 3 町は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- 4 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- 5 町は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、県に対し、町に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うよう要請する。
- 6 町は、必要に応じて、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第2 防災まちづくり

住民環境課・産業振興課・都市建設課

1 防災まちづくりの実施

- (1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

- 3 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- 4 町は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 5 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- 6 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備

に努めるものとする。

第1 罹災証明書の交付

総務課・税務課

- 1 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- 2 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- 3 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

様式例

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

板倉町長

第2 被災者台帳の作成

総務課

- 1 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 2 町は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。
- 3 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3 災害弔慰金の支給等

総務課・福祉課

町は県と協力して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

これらの支援制度の概要は、次のとおりである。

1 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・500万円 その他の場合・・・250万円
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国2/4

2 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村

対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円 その他の場合・・・125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

3 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率・・・年3%(据置期間3年～5年は無利子) 償還期間・・・10年以内
貸付原資拠出割合	県1/3、国2/3

4 群馬県災害見舞金の支給

支給機関	県(危機管理課)ただし市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めた災害
支給金額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重傷者・・・1人 5万円 全壊・・・1世帯 10万円 半壊・・・1世帯 5万円 床上浸水・・・1世帯 2万円 (注) 知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

5 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援法

根拠法令	被災者生活再建支援法
------	------------

第2編 風水害対策
第3章 災害復旧・復興

支給機関	県（危機管理課） ただし、被災者生活再建支援法人に委託						
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る） 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）						
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）						
支給金額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）						
※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる		住宅の被害程度	全壊 （①の世帯）	解体 （②の世帯）	長期避難 （③の世帯）	大規模半壊 （④の世帯）	中規模半壊 （⑤の世帯）
	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	—
		単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	—
	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）						
		住宅の再建方法	建設・購入		補修	賃貸（公営住宅以外）	
支給額	複数世帯		200万円 （100万円）		100万円 （50万円）	50万円 （25万円）	
	単数世帯		150万円 （75万円）		75万円 （37.5万円）	37.5万円 （18.75万円）	
	※ 括弧内は、中規模半壊世帯へ支給する金額。						
費用負担等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。						

(2) 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等（上記「(1) 被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～⑤」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「(1) 被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「(1) 被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「(1) 被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	・市町村から支援金を支給。 ・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。

6 生活福祉資金（福祉資金—災害援護費）

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率…年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）償還期間…据置期間（貸付日から6月以内）経過後7年以内

第4 町税等の徴収猶予及び減免等

税務課

町は、被災者の納付すべき町税等について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、町税等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第5 雇用の確保

産業振興課

1 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

館林公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

2 被災者に対する就労支援等

館林公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

また、産業技術専門校は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

第6 住宅再建・取得の支援

総務課・産業振興課

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

1 災害復興住宅融資

- (1) 建設資金
- (2) 購入資金
- (3) 補修資金

2 地すべり等関連住宅融資

3 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）

第7 恒久的な住宅確保の支援

都市建設課

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するものとする。

第8 安全な地域への移転の推奨

都市建設課

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

第9 復興過程における仮設住宅の提供

都市建設課

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第10 支援措置の広報等

総務課

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような従前の居住地であった町等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

第11 災害復興基金の設立等

総務課

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

第1 中小企業の被災状況の把握

産業振興課

町は、あらかじめ町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 中小企業者に対する低利融資等の実施

産業振興課

町は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 経営サポート資金

[令和5年4月現在]

貸付機関	県（地域企業支援課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	災害復旧関連要件（Cタイプ） 県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が指定する災害により被害を受けた者 ※1、2、3及び5については、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 危機関連保証要件（Fタイプ） 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、特例中小企業者として市町村長から認定を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	Cタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内 Fタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内

2 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

[令和3年4月現在]

貸付機関	県（地域企業支援課）
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90% 利率…無利子 償還期間…20年以内

3 政府系金融機関による貸付

[令和3年4月現在]

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活金融事業	
貸付限度	<直貸>災害 1.5億円(別枠) <代理貸>災害7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直貸>災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乘せ)	<直貸>融資限度額の定めなし
利 率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 15年以内	各融資制度の返済期間 以内	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 20年以内

4 既往貸付金の貸付条件の優遇

(1) 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

5 県信用保証協会の災害関係保証の特例

(1) 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項の経営安定関連保証(災害別枠保証)

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

第3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

産業振興課

町は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 助成措置

[令和3年4月現在]

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県(技術支援課)及び市町村
助成要件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。)による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合

第2編 風水害対策
第3章 災害復旧・復興

	8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助成対象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病害虫防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾患の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根拠法令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領
助成期間	県（農業構造政策課）及び市町村
助成要件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市町村が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内（県：15/100以内、市町村：15/100以内） 助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を市町村長から受けた者
助成対象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

2 経営資金

[令和3年4月現在]

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内（知事の定める法人は2,500万円以内）ほか、条件により異なる
貸付条件	利率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

3 事業資金

[令和3年4月現在]

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会

貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利率・・・年5.5%以内 償還期間・・・3年以内 保証・・・群馬県農業信用基金協会の債務保証

4 農漁業用施設資金

[令和3年4月現在]

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円（農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあつては5,000万円）若しくは1,000万円（農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあつては2,000万円）以内
貸付条件	利率・・・年4.5%以内 償還期間・・・15年以内（農業近代化資金の貸付けを受ける場合）又は10年以内（農業近代化資金の貸付けを受けない場合） 保証・担保・・・群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

5 (株) 日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

[令和5年10月19日現在]

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、土地改良区、農協等	0.16% ～ 0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.16% ～ 0.17%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧 〈主務大臣指定施設・災害復旧施設〉 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合等 農業者等	0.16% ～ 0.30% 0.16% ～ 0.30%	20年以内 15年以内	3年以内 3年以内
林業関係資金	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者 森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.55% ～ 0.95%	15年以内	5年以内
		台風、異常降雪等による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.55% ～ 1.10%	30年以内	20年以内

林道資金	林道の復旧	林業を営む者、 森林組合・同連 合会、農協、中 小企業等協同組 合等	0.55% ～ 1.10%	20年以内	3年以内
農林漁業施設 資金	〈共同利用施設〉 林業用共同施設の復旧	森林組合・同連 合会、農協・同 連合会、中小企 業等協同組合等	0.55% ～ 1.10%	20年以内	3年以内
	〈主務大臣指定施設〉 林業用施設等の復旧	林業を営む者等	0.55% ～ 0.95%	15年以内	3年以内
農林漁業セー フティネット 資金	災害により必要とする経 営再建費、収入減補てん 費	林業を営む者等	0.55% ～ 0.95%	15年以内	3年以内

第4 地場産業・商店街への配慮等

産業振興課

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

第5 支援措置の広報等

産業振興課

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

第1 災害復旧事業計画の作成

総務課・福祉課・都市建設課・教育委員会事務局

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第2 早期復旧の確保

総務課・福祉課・都市建設課・教育委員会事務局

1 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

とする。

2 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 財政援助の活用

総務課・福祉課・産業振興課・都市建設課・教育委員会事務局

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

町又は町の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、町又はその機関が施行するものについては、国がその事業費の一部を負担する。

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 道路
- (4) 下水道
- (5) 公園

2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

公立学校の施設の災害復旧に要する次の種目に係る経費について、国がその3分の2を負担する。

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費）
- (3) 設備費
- (4) 事務費

3 公営住宅法

災害により町営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、町が次の事業を行うときは、国がその費用の2分の1を補助する。

- (1) 町営住宅の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (2) 共同施設の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (3) 公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用

4 土地区画整理法

災害その他の特別の事情により施行される事業において、その土地区画整理事業

に要する費用の一部に充てるため、国は、その費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として交付する。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

県は、町が行う次の事業費の3分の2を負担する。

- (1) 感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る消毒等の措置
- (4) 生活の用に供される水の使用制限又は禁止

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

国は、町に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助する。

7 予防接種法

県は、町が支弁するA類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認める予防接種に係る費用の3分の2を負担する。

また、県は、町が支弁するB類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認める予防接種及び給付に要する費用の4分の3を負担する。

8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

県が補助をする場合における次の区分に係るその補助に要する経費の全部を、国が補助する。

- (1) 農地に係るもの
- (2) 農業用施設に係るもの
- (3) 共同利用施設に係るもの

9 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第7節参照

10 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

国は、「都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針」に基づき、都市災害復旧に係る事業費の2分の1を補助する。

第7節 激甚災害法の適用

第1 激甚災害の早期指定の確保

総務課

町長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律

第150号。以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

第2 特別財政援助の受入れ

全ての課局

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (8) 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は町が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
- (9) 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (11) 堆積土砂排除事業
 - ア 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で町又はその機関が施行するもの。
 - イ 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障がある

と認めたものについて、町が行う排除事業。

- (12) 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で町が施行するもの。

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）
ア 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
イ 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
- (2) 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- (3) 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
- (5) 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は町が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

第1 復旧資金の確保

企画財政課

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- 1 普通交付税の繰上交付の要請
- 2 特別交付税の交付の要請
- 3 一時借入れ
- 4 起債の前借り

第2 関東財務局の協力

企画財政課

町は、必要に応じて、関東財務局に対して次の協力の要請を行うものとする。

- 1 災害つなぎ資金の融資（短期）
- 2 災害復旧事業資金の融資（長期）
- 3 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第9節 その他の被災者保護

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 ボランティア活動による長期的支援

総務課

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、町は、県と連携して被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

第2 住民生活相談等の実施

住民環境課・福祉課・健康介護課・産業振興課・都市建設課・教育委員会事務局

1 住民生活相談の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、役場内等に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

2 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、関係機関やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。

なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。